

第97回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

【開催日時】平成22年10月5日（火）午後2時から午後4時まで

【開催場所】奈良市役所北棟5階第22会議室

【議題】会長の選出及び副会長（会長の職務を代理する者）の指名について

- 【議案】
- 1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道の変更（案）奈良市公共下水道の変更（案）について（市決定）
 - 2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）
 - 3 その他
 - ・大和都市計画区域 第5回定期見直しに関する報告
 - ・奈良県都市計画道路の見直しガイドラインの報告

【出席者】出席委員16人（欠席委員9人）、事務局20人

【開催形態】公開（傍聴人なし）

- 【決定事項】
- ・会長は、杉江雅彦委員が選出されました。副会長は、菅沼孝之委員が指名されました。
 - ・第1号議案は原案どおり可決されました。なお、次のとおり意見がありました。
平城宮跡については、地下水によって保存されている地下遺構があるので、地下遺構に影響を及ぼさないように、十分に配慮して施工すること。また、施工範囲が確定した後に、処理区域の削減を検討すること。
 - ・第2号議案は原案どおり可決されました。

- 【担当課】議題、傍聴について…企画部企画政策課
第1号議案について…建設部下水道建設課
第2号議案、その他について…都市整備部都市計画課

【議事の内容】以下のとおり

司会

定刻になりましたので、ただ今から審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、市長は所用により欠席のため、審議会の開催に先立ちまして、副市長より委員の皆様にご挨拶申し上げます。副市長よろしく申し上げます。

副市長

失礼いたします。副市長の福井でございます。市長に代わりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今、司会からもございましたように、本日はお忙しいなか、ご出席を賜りましてありがとうございます。また、委員の先生方には平素から、市政の推進、とりわけ本市のまちづくりにつきまして、いろいろご支援ご指導を賜っておりますことをこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思うところがございます。

ご承知のとおり現在、平城遷都1300年の記念祭が開催されておりまして、来場者当初250万を

見込んでおりましたが、10月4日にはこれを超えまして260万人の多くの皆様を国内外からお迎えをすることができ、賑わっているところでございます。そしてまた8日には、そのメインイベントとして両陛下をはじめ国内外の代表をお招きして、記念祝典が開催されるところでございます。

本市といたしましては、この機会を千載一遇の機会ととらえ、国内外に奈良をしっかりとPRしてまいりたいと考えているところでございます。

そうしたなか、まちづくりという観点で国際文化観光都市奈良をアピールするためには、本市の都市基盤の整備をいっそうしっかりと推進していくことが肝要であるとも考えているところでございます。

本審議会は都市基盤を含めましたまちづくりの根幹につきましてご議論いただく場でありますので、委員の先生方にはさらなるお力添えを賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

そこで、本日ご審議をお願いいたしております案件は、本市の公共下水道の変更の案、それから生産緑地地区の変更案についてでございます。

どうか先生方には、ご指導を賜りますことをお願い申し上げまして、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

会議進行に先立ちまして、お手元に委嘱状を用意いたしました。受納くださいますようよろしくお願い申し上げます。委員の任期は平成22年10月1日から平成24年9月30日までの2年間でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様を席順でご紹介させていただきます。

奈良県立大学教授の伊藤忠通委員でございます。

奈良市議会議員の岡田佐代子委員でございます。

奈良佐保短期大学顧問の木村都委員でございます。

元奈良女子大学教授の菅沼孝之委員でございます。

同志社大学名誉教授の杉江雅彦委員でございます。

奈良文化財研究所所長の田辺征夫委員でございます。本日は総務課長の紅林孝彰様が代理で出席していただいております。

技術士土地区画整理士の中井孝和委員でございます。

奈良市議会議員の西本守直委員でございます。

京都大学大学院工学研究科教授の藤井聡委員でございます。

奈良市都市景観審議会委員の坊忠一委員でございます。

奈良市議会議員の松石聖一委員でございます。

奈良市議会議員の松田末作委員でございます。

奈良国道事務所長の八尾光洋委員でございます。

奈良女子大学名誉教授の山田昇委員でございます。

奈良市議会議員の山中益敏委員でございます。

奈良市議会議長の山本清委員でございます。

なお、本日は所用のため欠席されておりますが、株式会社読売奈良ライフ代表取締役社長の朝廣佳子委員、奈良女子大学教授の今井範子委員、奈良市農業委員会会長の大西崇夫委員、京都大学名誉教授の

川崎清委員、奈良産業大学教授の木村優委員、奈良市観光協会会長の中村憲兒委員、奈良商工会議所会頭の西口廣宗委員、奈良女子大学教授の増井正哉委員、奈良警察署長の森岡秀委員にもお願いしております。

委員の皆様には、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、去る10月1日付けの人事異動で、事務局にも変更がありましたので紹介させていただきます。

津山副市長でございます。

それでは、第97回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。

前回〇〇会長、〇〇副会長を選出していただいてから、任期の2年が経過しましたので、今回の審議会において再度、会長、副会長を選出していただきたいと存じます。

会長を新たに選出していただくまで、議事進行を〇〇副市長にお願いしたいと存じます。

〇〇副市長には議長席にお移りいただき、議事進行をよろしく申し上げます。

議長

〇〇でございます。今、司会からございましたように、会長を選出していただくまでの間、議事の進行を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは早速ですが、ただ今から、第97回の国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきたいと思っております。改めまして、委員の先生方、ご多忙ながらご出席を賜りましてありがとうございます。

議事に入ります前に、委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

ご報告申し上げます。

現在の当審議会委員総数25名のところ、本日ご出席いただいております委員数は、16名でございます。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今の報告によりまして、出席委員が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは早速でございますが、これより会長の選出をお願いいたしたいと思っております。委員の皆様方のご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

〇〇委員

議長。

議長

はいどうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

ただ今の会長選出につきましては、従来どおり、〇〇委員に推薦いたしたいと思っておりますが、どうぞご

ざいましょう。〇〇委員は、もとより市政に非常に精通しておられまして、最適ではなかろうとかかように思うわけでありまして。以上であります。

議長

ありがとうございます。ただいま〇〇委員から、会長に〇〇委員の推挙のご意見を頂戴いたしました。ほかにご意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

(意義なしの声。)

議長

ありがとうございます。今、異議なしの声も頂戴いたしました。ただ今、〇〇委員から委員長に〇〇委員という推挙をいただいております。〇〇委員に再度お願いいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。改めてよろしければ拍手でお願いしたいと思っております。

(拍手)

ありがとうございます。異議なしの拍手をいただきましたので、〇〇委員に会長をお願いいたしたいと存じます。〇〇委員、よろしくお願いいたしたいと思っております。

これで、会長を選出していただきましたので、〇〇会長にここで交代させていただきたいと思っております。皆様方、ご協力ありがとうございました。

〇〇会長、よろしくお願い申し上げます。

〇〇会長

〇〇でございます。ただ今の副市長の議長役でご進行をいただきました。私に会長をというご推挙もあり、またご支持もいただきました。引き続き会長職を務めさせていただきます。ありがとうございます。ただ、かなり高齢でございますので、はたして2年の任期をきっちり全うできますかどうか、ちょっと心許ないところもございますけれども、できる限りお役に立たせていただきたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

最初の仕事はですね、まず当審議会条例第5条第3項に規定がございます。職務代理をお願いする副会長を指名させていただくと。これは会長の指名ということになってございます。先ほど私を次の会長にとご指名いただきました。私のほうからはこれまでも一緒に協力をさせていただきました〇〇委員に引き続き副会長、職務代理者をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇〇副会長

〇〇でございます。何も役に立たないんですけれども、なにかもう〇〇先生に全部頼っているようなことでまことに心許ない次第でございます。さらに〇〇先生よりも私のほうが高齢でございますので、いつ倒れるかもしれないという状態なんですけど、その時は皆さん方よろしくご賢察くださいませ、この運営に支障がないようによろしくお願いいたしたいと思っております。

まあ元気な間はとにかく一生懸命、補佐というところまでいかないと思うんですけども、〇〇会長

を補佐していきたいと思っておりますので、皆さん方どうぞよろしくお願ひいたします。

〇〇会長

それでは会議を進めたいと思っておりますが、本日の傍聴ご希望の状況と、それから報道関係者の写真撮影の取材希望等につきまして、ございましたら事務局からご報告いただきたいと思います。

司会

ご報告申し上げます。

本日の傍聴希望者や写真撮影の希望者はおりませんので、議事進行お願ひいたします。

〇〇会長

わかりました。

それでは、傍聴人もマスコミ関係の方もいらっしゃらないようでありますので、早速議事に入らせていただきたいというふうに思います。

委員の皆様方には、十分にご審議いただきますとともに、円滑な会議の運営にご協力をお願いしたいと思います。

今回新たにですね、2、3の委員の方のご異動がございました。

私かねてからお願ひといたしますか、要請をしておりましたんですが、できるだけ学識経験者の中ですね、都市計画とかまちづくり、そういった方面の専門家の先生方に入っていたきたいなというふうに思っておりました。今回はどうやらそれが叶えられたようなかたちでございます。

まあ、都市計画、まちづくりと言っても極めて具体的な問題を検討しなければなりませんので、いろんな議論が出てくるかと思っておりますけれども、できるだけご専門の方のご意見も頂戴しながら、レベルの高いと言ったら語弊がありますが、ご意見をご審議いただきたいと思います。

またさらに、都市計画直接関係ございませんけれども、地方財政にお詳しい委員の方も入っていただけましたので、また財政の面からも、ご意見を頂戴できればというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

本日ご審議いただきます案件は、先ほど副市長からもございましたように、大和都市計画、これは奈良国際文化観光都市建設計画の下水道の変更（案）を審議していただき、ご賛否をいただきたいと思います。

続きまして、大和都市計画、同じく奈良国際文化観光都市建設計画生産緑地地区の変更（案）をご審議していただき、これもまた賛否をとらせていただきたいと思います。

両案件とも、市決定の事項でございます。

なお、生産緑地地区の変更は、毎年この時期に行っておりまして、ずいぶんご存じの方もほとんどいらっしゃるのですが、新しくお入りいただいた委員の方もおられますので、まあその時には生産緑地というのはいったい何だということも、事務局のほうから少し丁寧にご説明いただいたうえで、この案件の審議を続けさせていただきたいと思っております。

それではまず、第1議案としましてですね、大和都市計画の下水道の変更（案）、もうちょっと先ほど私、飛ばしてしまいましたが、奈良市公共下水道の変更（案）、いずれも下水道の変更案でございますが、これをご審議いただきたいと思います。

事務局からそのご説明をお願ひいたします。

事務局

下水道建設課の〇〇でございます。

議案1号につきまして説明させていただきます。

お手元の議案書の1-1ページから1-7ページをご覧ください、またパワーポイントを指し示しながら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案の説明に入る前にですね、下水道の都市計画の位置づけについて、下水道の種類、奈良市の下水道計画などについて簡単にご説明させていただきます。

下水道は、重要な都市施設の一つとして都市計画の中に位置づけられております。

都市計画に定めるべき事項としましては、下水道の名称、処理区域、下水管渠、その他の施設としまして、処理場、ポンプ場などがございます。

次に、下水道の主な種類でございますが、下水道は「流域下水道」「公共下水道」などがございます。

「流域下水道」は、複数の市町村の汚水を処理するもので、処理場や幹線管渠を奈良県が整備し管理する下水道でございます。

また、「公共下水道」につきましては、県の処理場で処理するために流域下水道幹線に接続する「流域関連公共下水道」と、市町村単独の処理場で処理する「単独公共下水道」があります。この単独公共下水道、流域関連公共下水道につきましては、全て市町村のほうが整備、管理する下水道でございます。

次に、奈良市の下水道計画でございますが、単独公共下水道といたしましては、市が単独の処理場を有する青山、平城、佐保台、それと西部、これは月ヶ瀬の所にありますけれども、この4つの処理区と、先ほど言いましたように、流域関連公共下水道としまして、大和川上流流域下水道の第1処理区が計画されております。

今回、都市計画の変更を行う下水道としましては、この流域関連公共下水道の第1処理区について変更するものでございます。

それでは、議案第1号の「大和都市計画下水道の変更（案）奈良市公共下水道の変更（案）市決定」についてご説明させていただきます。

はじめに、下水道の名称、下水道管渠、その他の施設につきましての変更は今回ございません。

今回の変更は、処理区域の変更のみでございますので、処理区域につきまして説明させていただきます。

お手元の資料1-1ページをご覧ください。パワーポイント、ちょっと図面的には非常に小さい図面ですので見にくいと思いますが、この1-1のページに載っております紫の一点鎖線で囲まれている区域、青い枠組の外に薄く紫色で一点鎖線で表示されています区域が県の流域関連公共下水道と言われる全体計画区域となります。面積は7,676haでございます。

その中で、青色で囲まれている、都市計画決定されております処理区域の面積が6,185haでございます。今現在の都市計画決定しておりますのは青色の区域になります。その図面の中で赤色で囲まれた区域でございます。今回処理区域の拡大を行う区域としまして、赤塗りさせてもらっている区域が約133haでございます。

次に、黄色で着色されています区域です。これにつきましては今回の処理区域から削減を行う区域となっております。面積は約84haとなっております。

増減その差約49haが今回の処理区域の増加になります。

次に、変更の理由であります。資料1-2ページをご覧ください。

処理区域の拡大の理由としましては、市街化調整区域でも、家が建ち並んでいる集落は、処理区域に

編入して整備を現在進めております。ただ、その周辺におきまして、土地利用が始まった土地の下水道整備のための区域の拡大を今回するものであります。箇所数は27箇所、5.03haでございます。

図面で説明させていただきます。

お手持ちの資料1-5ページをご覧ください。先ほどの1-1ページの拡大版になっております。その番号でいきますと、まず番号の1及び番号の3から8が今回の理由となっている区域になります。

続きまして、資料1-6をご覧ください。番号の9から番号の12につきまして、先ほどの土地利用が始まった土地の整備ということで、拡大させていただいております。

引き続きまして、資料1-7ページをお願いします。こちらでは番号の14から番号の29までが先ほどの理由の該当になります。

そのほかに、平城宮跡における国営公園化の計画が具体化したことによる区域の拡大であります。これにつきましては、資料1-6ページをご覧ください。中央下にあります番号の13、この区域が119.96haでございます。

これが今回の国営化に伴う区域の編入になります。

続きまして、三碓町におけます民間の住宅開発が具体化したことによる区域の拡大であります。これはお手持ちの資料1-5ページをご覧ください。左側にあります番号の2、4.22haでございます。これにつきましても、今回、区域の編入を予定しております。

最後になりますけれども、市街化区域への編入が予定されている区域としての拡大であります。これはお手持ちの資料1-7ページ、中央よりやや右側にあります番号の30、赤で塗ってあります3.3haの区域でございます。

この4つの理由によりまして、133haの区域の拡大を予定しております。

引き続きまして、区域の削減ということの理由を説明させていただきます。

県の全体計画の見直しに伴いまして、道路、河川、池を削除する必要が生じたために今回、区域の削除を行うものであります。

具体的には、資料1-3ページをご覧ください。

(2) 削除する地域ということで今回、奈良県下、他の市町村との整合を図るために、第二阪奈道路、奈良生駒線及び国道369号線の一部、富雄川、秋篠川、佐保川の一部、大池を削除します。

お手持ちの資料1-1ページのA、これが第二阪奈道路として6.01ha削減します。続きましてB、奈良生駒線及び国道369号線の一部24.4ha。続きましてC、富雄川15.17ha。D、秋篠川14.61ha。E、佐保川の一部15.44ha。F大池8.06ha。これにつきまして今回、区域から削減するものであります。

続きまして、計画書の説明に移らせていただきます。

資料1-4ページをご覧ください。

左側には、変更後の内容になっております。右側に変更前と変更後を合わせた新旧対照表となっております。

まず、新旧対照表をご覧ください。

現在、都市計画決定されております処理区域は約6,185haを赤で表示しております。

今回の変更によりまして、約49ha増加し、黒表示の約6,234haに変更するものです。

今回、単独公共下水道の処理区域につきましては、変更はございません。

なお、この都市計画の変更(案)につきましては、9月3日から17日までの2週間、縦覧の用に供しましたが、閲覧者並びに意見書の提出はございませんでした。

以上、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

〇〇会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明をいただきました。大和都市計画下水道の変更(案)奈良市公共下水道の変更(案)につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、よろしく願いをいたします。

1-2にあります変更理由に基づいて、各記号がうってありますものが、これに該当するということですが、一見したところいちばん大きいのは平城宮跡と。国営公園に編入されることによって、下水道が必要が生じるというのがいちばん面積としては大きいということですが、それ以外にもいろんな理由で、まあ用途利用が増えたということがいちばん多いんだろと思いますが、何箇所かございます。

また今度、道路、河川、池、これを削除するということになりましたので、その関連の箇所につきましてはこれを削除すると、ざっと申し上げればそういうことかなと思います。

ご質問。はいどうぞ、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

〇〇です。今、会長がおっしゃったこの13の、平城宮跡の拡大のところなんですけど、ちょっと教えていただきたいのですが、国営公園でやるので、区域に入れていくということなんですけど、国交省が主体になってですね、この平城宮跡の国営公園にする、開発をやっていくという、このことに私は基本的には反対の意見なんですけど、もう今、現実に関議決定もされて、国が主導で進めていますので、別にこの場でそのことについてどうこうというつもりはないんですけど、もう皆さんご承知のように、あそこは、平城宮跡のあの地下遺構が世界遺産に登録されているというふうに思うのですが、この地下遺構の木簡とか、まあそういう遺構は、この地下水によって保存されてきていると聞いてます。平城宮跡の発掘は、ずっとやられているんですけど、まだ全体の3分の1余りというふうにも聞いてます。

そうなりますと、この地域の所で下水管を通していかいいうふうなことになってきますと、地下水脈に大きな影響が出てくるというふうなこともあるんじゃないかと、そういう恐れも心配されるというふうにも思うのですが、この国営公園でやっぱり管理棟とかトイレとか、そういうもんが必要になってくるということで、下水管を入れていくということではないのかなあと、私なりに思っているんですけど、この全体区域をですね、全部この区域120ha入れる必要があるのかと、もうちょっと地域を限定してですね、その地域だけというふうにはできないのかと。全体を対象にしてるという理由は何かあるのかというあたりを聞きたいんですけど。

〇〇会長

わかりました。それでは今の〇〇委員のご質問にお答えいただきますか。

事務局

下水道建設課です。今の〇〇委員の話にお答えさせていただきます。

今現在、遷都1300年祭が開催されておりまして、公衆トイレが何箇所か設置されております。それにつきましては、タンク槽を設けて、そのタンク槽にポンプを設置して、ポンプ圧送で、土を掘らずに浅く配管されて今、暫定的に公共下水道のほうへ放流されております。

たぶん今回、本格的に整備されたとしても、下水道の本管という整備じゃなくて、今されてるような浅く管を埋設してポンプ圧送等で処理されるという計画だと思います。

具体的な施設の配置計画とかですね、実施計画はまだ国交省のほうで作成されておりません。たぶんまだこれから整備内容をつめられて、ある程度決まった配置の排水計画を作られると思います。

ですので、今回どの位置にどういうものができるという内容はまだ全然具体的にされていませんので、それに対応できるように今回広くとらせていただいておりますが、実際流す下水道の能力もありますので、全ての箇所には排水設備が通るというわけではございませんので今後、国交省それから文科省とかにつきましては、こちらから技術的な指導とかさせていただいて、今心配されているような施設のほうに影響がないように、協議はさせていただきます。

それと、今回一つの宅地と考えておりますので、奈良市のほうで下水道の本管をこの平城宮跡内に埋設する計画はございません。一つの宅地として、宅内の排水設備を設けられるような考え方で、整備をしていただこうかなと思っております。

ですので、基本的には今回、整備される国交省の計画内容を協議したうえで最善の方法を考えていきたいと思っております。

区域につきましては、今のところ、計画は定まっておりますので、広範囲にとらせていただいておりますけど、逆に区域が限定されるようであれば、今後変更の時に削減も可能だと思っております。以上です。

〇〇会長

いかがですか。

〇〇委員

説明はわかりました。それでしたらね、この審議会として、この実施にあたっては、よくよく慎重にやってもらいたいとかいうような意見を付けていただけないかなというふうに思います。

〇〇会長

今、事務局から答えられた方針と言いますか、それでいくと、場所が特定されれば、この区域を削減するという、縮小するという事ありと、それから今、平城宮跡でやっている、非常に浅い所にカウントしてポンプでアップしているというやり方を基本的にやると。大きな下水管は通さないと。このへんのところを審議会として議論があったということをお付けさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。ほかにございませんか。はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

議会のほうから出てきています市会議員の〇〇です。

10月1日に副市長が、新しく〇〇さんが全会一致と議会で同意をさせていただきまして、めでたく就任されました。まずはおめでとうございます。

そこでですね、少しお尋ねしたいのですが、この具体的な今、提案されている中身につきましては、引き続き質問させていただきますが、今日、私ここへ参りましたら、委嘱状が置いてあると。ちょうど去年、選挙がありまして、市会議員の選挙ですね。私も当選させていただきましたので、まあ2年間の任期の途中からですけれども、国都審委員にならせていただきました。引き続きやっただけです。

前回の時に、確かここで皆さん方に自己紹介をとということでさせていただきまして、その際に、私は委嘱状を受け取っておりませんと。他の方はたくさん受け取られたと。しかしそれはなんでかということにつきましては、私は自分の戸籍名を書いていたんですが、奈良市長の名前がどうも聞いたことのないような名前になつると。そんなもん受けとれへんということで、受け取らずに、ここで自己紹介をさせていただいて、委嘱状は受け取っておりませんけれども、見直すということでですね、引き続き国都審として活動させてもらいますと、こういうことで、これは法的に問題ありません。

今回、私のほうのところに委嘱状が来まして、これは元庸さんとお読みするのだと思いますが、市長の名前が書いてございますので、これはまあたぶん戸籍名やろうから拒否する理由はないなあと、こうまあ自分で思えるわけです。しかし他の方ずっと見ましたら、みんなこの名前になっている。去年とちやうやんかと。どういうこっちゃということを思いました。

そこでですね、〇〇副市長は長い間、公室長をされておりましたので、まずその具体的な国都審という中の審議を始める前にですね、なぜそうなのかと、今回はガイドラインというのが、これインターネットにも出てますけど、そのうちのどれに当たるのか、それともこの国都審だけこういうかたちになるのか、それとも全体的にですね、奈良市のさまざまな行事等も含めてですね、この名前でいかれるのか、まずそこについて説明していただきたい。

〇〇会長

副市長、ちょっとご簡潔にお願いしたいと思います。

〇〇副市長

〇〇です。またこれからよろしくお願ひ申し上げます。

今、〇〇委員からのご質問でございます。ガイドラインにつきましては、私ども示させていただいてますように、仲川げんの名前の中で、ご希望ありましたら、本名の元庸のほうへ変えさせていただくというふうにはしております。今、それは委員さんのおっしゃるとおりでございます。

今回につきましては、私もちょっと耳にはしているだけで、はっきりは申し上げられなくて申し訳ないのですが、前回の氏名の取り扱いにつきましては、少しそういう議論があったということを受けまして、事務局のほうはそのへんの配慮をしたものと考えております。以上でございます。

〇〇会長

〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

短くということですので、あまり深く追求はしませんけれども、方針はですね、きちっとしてもらわないといけない。前回から引き続き委員をされている方はですね、2枚の名前が並べて貼っている方もいると思うのですがね、これおかしいわけです。早よ回収しなさい、前のは。国都審というのは、私は少なくとも法律で決まっている委員会だから、そんな芸名やなんや妙な名前を使うべきちゃうということをずっと言ってきました。これは議長も同じような意見やと思います。だからそんな名前だったら早いとこ回収しなさい。そして、ちゃんと新しい名前に変えてもらうことをひとつ要求しておきます。要求をしときます。

それでは具体的な質問に入らせていただきます。

さて、今回最初にちょっと苦情、いつもいつも苦情から始まりますけどね、図面をいただいて、なかなかこれわからんのですよ。どこの場所かなってというのがね。我々委員としましてはですね、下水道区域の拡大、あるいは削減ですか。どこのことやらなあっていうのを、地図の上で見たのではわからない。以前のようにですね、いろんな意味で時間も予算もあった時には、現場を見に行くということもやっていたと思います。それはなしに、今回この図面だけで、極めてわかりにくい。私の住んでるのは、京終駅の近くなんですけど、その南のほうにも今回、拡大する区域がある。しかし、これだけではどこのことやらさっぱりわかれへん。どこの団地なんやろ、どこやろか。だから、もう少しわかりやすく説明していただかないと、具体的にこれ拡大に同意するとかしないとかいうような話にならないということ。それから、2番目の質問です。

これは下水道区域なんですけれども、まあ今回少し拡大になるというふう聞いてます。これは奈良市域の何%が下水道完備する地域になっているのかということをお聞きしたいと思います。

それはですね、なぜかという、この下水というのは非常にそのまあ私に言わすと金食い虫でございまして、奈良の特殊性があるのかもわかりませんが、ちなみに先般、奈良市議会の9月の定例議会がありまして、決算委員会がありました。

奈良市の予算はだいたい1100億円ちょっとぐらいの基本的な予算なんですけど、その中で下水道のいわゆる公債費、今までの下水道を完備させるために借りた借金の返済になんぼぐらいお金を使っているか。それを聞きますと、21年度の決算で元金の返済に43億円余り。そして、利子につきましても14億円余り。両方で年間58億円もですね、市民の税金を投入しているわけです。

そういった状況のなかで、下水をどんどん広げていくということがはたしていいのかどうかという、まちづくりについて。もっと別のやり方があるんじゃないかということ。そのへんについてですね、少し説明をきちっとしていただきたい。

ちなみに私、今回、監査委員を、奈良市議会のほうから1回選出を監査委員させていただいているのですが、近々この下水道も法適用企業、すなわち独立採算のベースになります。

すると、下水道区域に入ってしまうと、これは途端に水道料金に上乗せして、下水道料金が取られることになりますから、それも現在みたいに安くはならないだろうという懸念をしているわけです。

そういった点も含めてですね、下水道完備していただくのはありがたいけれども、こんな下水道区域に入らせてもろたら、水道料金使う時に下水道料金も一緒に上乗せされるし、それもその法適用になりますと、非常にまあ高価になるというふうですね、聞いておりますので、そのへんの説明をお願いしたいと思います。

それから次にですね、すみません、もうまとめていきますね。まとめて質問全部しときますわ。

今回いくつかの理由を説明していただいております。いっぽうでたとえば、私も住んでいるこの近くの大安寺周辺ですね、ここは平城宮跡とよく似た所だと思いますが、ここはもう下水がとにかく来なくて非常に困っていると。実際に建物も建っておるし、開発も一部されておるし、まあたとえば昔からあるような神社もあるしと、しかし下水が向かいの通りまで来ているけれども来てないから、これは引くに引けないと。

そうなる、どうするかというですね、これはもう浄化槽設置するわけですね。今回のこの説明の中に、今後開発が予定されるというか、開発が具体化すると、家も建ってない所先やるんかいと、家建つてるとこないすんねんと、この話になると思いますんで、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、今回の特に開発が予定されているということになっておりますが、この開発の業者はどこ

なのかということについて説明をお願いします。

それから、今回いくつか、たとえば道路だとかですね、あるいは池だとか、こういった所、区域から削除されました。削除することによって、どういう効果があるのか、このことについて説明をお願いします。

それから最後に、6点目になると思いますが、平城宮跡につきまして、私は〇〇委員と全く同意見でございます。特にですね、国営公園化については、いろいろ考え方があると思います。やり方もあると思います。まだ具体化されていません。ただ、具体化されていないから、大枠で広い範囲を全部指定して、そのうちのこれは一宅地扱いというふうに聞きましたけれども、そういうやり方でいいのだろうかと思います。私も委員長から今、話がありましたけれども、これはもう地下遺構等に十分配慮していただきたいということを、強く強く意見として、付帯意見として付け加えていただくことを要望しておきます。以上質問です。

〇〇会長

ありがとうございます。6点のご質問、6点目はむしろご意見ないしはご要望かと思いますが、お1人でお答えいただくことはちょっと難しいかと思えます。

まず最初に、もうすこしわかりやすい地図なり説明ができなかったかというところから、お願いできますか。

事務局

下水道建設課〇〇です。先ほど〇〇委員からありましたように、図面的にすごく見にくい図面で、近くに住んでいても、場所的なことがはっきりとわからないと言われた件につきまして、下水道の場合、今回の都決変更が8年ぶりになりまして、ちょっと内部的に、資料の整理がちょっと整わなかった点がありまして今後、委員が言われるように、わかりやすく、たとえば写真等で説明するとかいう考え方は次回、検討させていただきたいと思えます。ちょっと資料的にも少ないですし、箇所の見にくい

〇〇委員

間に合わへんだからでけへんかったって、そんなもん理由になるかいな。みっともない理由、説明せんとけよ。間に合わへんだからでけへんかったっていう理由あるかいな。会議の日にち決まっているんやないか。もっと大きい図面でも用意できるがな。

事務局

もう少し詳細な図面についてまたできるようにさせていただきます。

〇〇会長

それじゃ2点目。

事務局

2点目、奈良市の面積に占める処理区域の割合ということの質問でした。奈良市の今現在、行政面積がですね、27,684ha ございます。今回の処理区域変更する面積が6,234ha でございます。今回の行政区域に占める割合としては22.5パーセントが処理区域に編入、処理区域となります。

〇〇会長

3点目は、ちょっとこれは下水道のまあ何て言いますか、整備によって、区域が広がることによって、果ては水道料金の値上げにつながるのではないかという、たいへん大きな問題でございますので、ちょっとこれはもう少し上位の方のご意見を頂戴したいなと思っております。

事務局

下水道室の〇〇です。よろしく申し上げます。ちょっと説明、座らせていただいて失礼します。説明不足だったかもわかりませんが、今回見直しをかけさせていただいた30箇所のうちですね、すでに下水道法の24条申請と言いまして、特に下水道の計画の見直しにつきましては、7年間というスパンの中でやられておりますので、当然7年前から土地利用、処理区域外でひつついて、隣接して土地利用されており生活をされておられる方がございます。そういう方を、こちらのほうから下水道へ接続していただくということのなかで、下水道法の24条申請というのがございまして、区域外流入という扱いで、これは個人さんの負担になるんですけれども、個人さんで下水道を接続されて、使用料金等をいただくということで、利用されている箇所が16箇所ございます。

それと、残りですね。あと今後、奈良市の下水道の引き込みを待つ、この認可をおりて奈良市のほうで工事をしていただきたいという方がございまして、このお宅につきましては、基本的には前に下水道管が入っております、その区域外にあるというところで農家住宅とかそういうお家を建てられた、周りの浄化槽で整備をされているとかいうことなかで、周りの下流の水路とか公共水域の保全をするために、下水道を整備してほしいというようなことで要望をいただいております、そのお宅の箇所がですね、10箇所ございまして、ここに10箇所入れさせていただいているんですけれども、軒数としては13軒にあたいしてきます。

基本的には汚水柵の設置取り付けということでございますので、1箇所20万程度の工事費で済みますので、まあざっと13箇所ですと260万になりますが、300万程度の事業費になるかと思っております。

それとあと、三碓の民間開発と、古市町地内の市街化への編入が予定されている区域につきましては、基本的には民間開発でございまして、民間が区域に入れば、下水道法16条と言いまして、下水道管理者以外が行う工事ということで、開発者の負担により工事を行われます。

したがって、かなりの面積と箇所数を挙げさせていただいておりますが、これに伴いまして、要する費用は300万程度と見込んでございまして、特にこの分に伴いまして、下水道使用料金が値上げされるとかいう部分には影響しないと判断しております。

下水道料金はかかってまいります。

〇〇委員

室長あかん、部長に答えてもらってください。

〇〇会長

それでは申し上げます。

事務局

失礼いたします。今、〇〇委員の、水道料金のこの処理区域に入った場合、その土地が水道料金の料金に対して下水道料金が必然的に上乗せになるというふうなご質問かなというふうに理解させていた

だいたんですが、供用開始するまでは、水道その土地の水道料金はかかってこないということになってくるかと思います。

〇〇委員

供用開始したら。

事務局

当然、下水の供用開始をすると、水道料金は受益を受けますので、その工賃が下水道料金として当然かかってくるというふうになってきます。

〇〇会長

5番目でしたっけ、変更理由の4のところに、市街化区域への変更が予定されていることではなかったか、まだこれからという漠然としたような問題に対しても、今からしとくのかというふうなふうに私聞き取れたご質問だったと思いますが、そのお答えをお願いしたいと思います。

事務局

失礼しました。市街化区域の編入、現在のところまだされておりませんし、今後市街化区域に編入されるということで、現在の段階では今後の国都審に諮られる予定でございます。ただ、都市計画の市街化区域の編入につきましては、随時行われておりますが、公共下水道につきましては、先ほど申しましたように、7年というスパンがございますので、開発等がどんどん進みますと、当然そこに敷設されました下水道というのは、市民の皆様が個人で管理していかなければならないということがございますので、前もって編入させていただいたということがございます。

〇〇会長

〇〇委員が重ねてご質問なりご意見があると思いますが、

〇〇委員

いや、今質問したことについて、あと2点答えていただいておりますので、

〇〇会長

そうでしたか。

〇〇委員

あのね、正式には3点未回答です。1点は、大安寺周辺などすでに開発されているにもかかわらず、家が建っているにもかかわらず、これまあ1部ですね、区域外流入というふうに話しされたと思いますので、これを今後とも認めていくんだなということをひとつ確認していただきたいということと、もう1つは区域外流入の場合、自己負担になるわけですが、たとえば100m引張るとしたらどのぐらいかかるのかと。300万、200万そんな話を僕しているんじゃないよ。

それから今、答抜けているのは、今後開発に伴うというようなことと言われたので、この開発の予定者ですね、たとえば1-5ページの2番なんかそうなると思いますが、あるいは5番もそうかもわかり

ませんが、そういったところ、どこが開発するのか、大手なのか民間小さなおとなのか、そういった意味も含めて具体的な名前を挙げてくださいと。

それからもう1点は逆に、削減をした場合、削減するのはどういう効果があって、どういう理由によるものかと、以上を質問したつもりなのですが、よろしくお願いします。

〇〇会長

失礼しました。じゃあ今の3点。ご簡潔に、明確にご説明いただけますか。

事務局

都市計画課です。先ほどの変更理由の拡大の三確における民間住宅地開発なんですけども、業者としては、〇〇いう会社が住宅開発をされる予定です。

それと、4番の市街化区域への編入予定区域なんですけども、ここにつきましては、店舗開発をされるというお話で、今のところ〇〇ですか、そこが入る計画をされているという話で今回の変更の区域、拡大の区域にされております。以上です。

〇〇会長

もう1つ。

事務局

削減の効果ということで委員から質問がありましたけども、これにつきましては、上位計画であります奈良県のほうの全体計画の見直しのなかで、各市町村取り込ませて2、3合わせて、県全体で統一した削減していこうということだったので、周辺市町村に合わせまして、先ほどの国道につきましても、河川につきましても、周辺市町村と合わせさせていただいたかたちで今回、削減させていただいております。

〇〇委員

削減したら効果はどないなるねんて。

事務局

効果と言いますとき、別にあのその池、以前からの古墳とかもすでに区域から外しておりまして、今後、排水の処理の必要のないところにつきましては、統一して省いていこうということになっております。

〇〇会長

重ねてご意見ございましょうけれど、

〇〇委員

あと1つね、あと1つ、区域外流入の場合は、たとえば100mやったらいくらかかるねんということです。

〇〇会長

今の件、ひとつお願いします。

事務局

先ほど委員さんの、区域外流入認めているかなというのと、基本的に100mいけるかという話なんですけども、奈良市としましては、区域外流入につきましては、処理区域外でも前面道路に下水管渠が入っている土地について、取り付け管ができる家屋、土地について、制限行為を認めていこうということなので、100m奥の家を区域外にあるのに取り付けるとか、整備のほうは認めておりません。あくまで前面道路に下水管渠があって取り付けが布設程度で整備ができる区域を制限行為ということで、見させていただいております。

〇〇委員

100mぐらいなら敷地でも

事務局

敷地の大きさは指定しておりませんので、はい。

〇〇会長

はいどうぞ。

〇〇委員

開発事業者名お聞きしました。なんでそんなこと言うてるか。それはですね、もう少しその、それこそ〇〇副市長あたりに、奈良市の方針として今後、下水を100%までやっていくのかどうか、100%というところと多少問題はありますけどね、そういう方針であるのかどうかということですね、聞きたいなというふうに思うんです、ひとつね。

もう1つはね、この開発業者、何とかと聞きましたけど、こんなんは私知りませんけどね、会社はね、奈良市の場合、いろんな業者、こういう矛盾があるんです。1つは、たとえば舗装、宅地内の開発をして舗装する。本来、開発指導の段階でこれは決まると思いますが、舗装せずに開発をして、そして住民が道路の舗装を申請した場合、これはたしか8割ですかね、市の税金で舗装できるわけです。

あるいは街灯もそうです。本来まちづくりだったら、街灯を当然つけなければならない。開発をしておいて、はいできましたよと竣工検査受けてしまうと、この後住民が街灯を要望すればこれを市の税金でつくるわけです。

今回のこの話もですね、開発がくる時にそれをやっているとうなるんですかね。そういう矛盾の延長にあるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから本来、開発なら開発の業者が負担しなければならないというような部分、それを奈良市の税金でもっていき、おかしな話やなど。ましてや今まで、今直前でないとダメだと言われましたけども、大安寺あの周辺はですね、もうずいぶん待つてはるところもありますよね。自分ところで入れてはるところありますわ。

そういうことを考えたらね、現在あるところをやっぱり先していくようなかたちでないと、業者が開発するからそこへ迎えにいきまんねんと、税金で迎えにいきまんねんと言うたら、なかなかこんなん一般の市民の理解得られないですよ。

先ほど私わざわざ数字を出して言ったでしょ。年間これ1200億ですね。普通会計ベースで。奈良市の21年度の決算見ますと。そのうちの58億も下水道のためにですね、それも下水道を新しくつくるんじゃないで、元利償還費に使とるわけです。そういうやり方が、市民から見たらね、ちょっとおかしいのちゃうかというふうに、まあこれは監査請求挙がってきていますから、結果どうなるかわかりませんが、そういうことになってくるんじゃないかと。住民の十分なコンセンサスとれないとあかんで、先ほど最後にもう1つ苦情言うときますとですね、会議決まっているわけやから、それでその資料が間に合わなかった、そんな会議やったらやり直しなさいよ。日を改めて。そのことだけ申し上げときます。以上です。

〇〇会長

はい。ありがとうございます。えっと新しくですね、お入りいただいた委員の方々、まあこういうまちづくり、都市計画の基本的な問題、抽象的な問題もありますけれども、極めて具体的な問題も多いものですから、まあ今日は下水道というちょっといつもあまり出てこない、特殊など言いますか問題から入っておりますけれども、何かご意見とかご質問ございましたら、ぜひ〇〇委員どうでしょうか。〇〇委員どうでしょうか。何でもともかく聞いていただきまして。

〇〇委員

それではまず、ご質問と申しましょうか、一般的なところからまずコメントを差し上げるということで、よろしゅうございますでしょうか。

こういう都市インフラの整備は今回の変更理由を拝見いたしましても、実態としてこういう開発が進んで来て人々が住んでいて、それにこうおおうような格好で整備をしていくべきであると、そういう拡張の方向は当然ながら、実務的に進めるべきであるということはまず間違いなく言えると思います。

で、そのいっぽうでやはり今回、今回はこの案件でございまして、その背後でどういうご議論があったかというところまではちょっとまだご説明いただいているところがあるので、その点についてはご意見を申し上げることはなかなか難しいところではございますが、一般論として都市の拡散、居住地の拡散がですね、インフラ必要区域の拡散を招いているというのが一般論として言えるところでございますので、こういう拡大を粛々と進めていくいっぽうで、ほんとうにその拡大というものが、奈良市のまちのかたちとして、望ましいのかどうかという視点は常にどこかで配慮しながらこういう議論というものは進められると、進められるべきなのかなという点だけ1点申し上げておきたいと思います。

〇〇会長

ありがとうございます。たいへん貴重なご意見だと思います。〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇委員

今回初めて参加させていただきました。私も今、〇〇委員おっしゃったこととも関連するのですが、これは国際文化観光都市建設というなかで、計画ですね、基本計画がある、その中でいろんな議論をしていくわけですが、まさしく実態と計画と、実態が先に先行して、計画が後追いするようなことはおかしいわけで、計画をどんどん変えていくというような話。

で、専門が財政ですので、こういった計画の中で、具体的に事業として進んでいくわけですので、財政的な側面ですね、ここでは今までほとんど説明がなかったわけですが、主として財政運営の問題

も今、厳しい状況にあるわけですから、そういった財政の裏づけというか、問題もどこかで説明というか、こういう財政計画、財政状況のなかで、奈良のこのかたちの国際文化観光都市建設を進めていくんだ、これは実際に非常に難しい議論になると思うのですが、そういうこともやっぱりこう何か説明のなかであればなという今日は気がいたしました。

〇〇会長

だいたいですね、この審議会の事務局というのは、基本的には企画部が発案をする部署だと思いますけれども、具体的にはもう都市整備部中心の、まあ今回は建設も絡んでいるわけですが、そういうところが多くてですね、私もかなり長い間、この委員をさせていただいてますけれども、結果としては財政というのか、そういう予算というものはつきものなんですけれども、やっぱりこう道路とかそういったものになりますと、国あるいは県といったところの予算との絡みで、やっていくことが多いわけですね。

ですから、そういう計画まずありきで、特にこの部門の事務局と言いますか、専門の方々というのは、むしろそういうことをどう実行していくかということに主観がおかれてましてですね、私もそれについてはどのぐらいのお金がどうこうというような財政的なお話はほとんど聞いたことがないので、これはまたそれはそれで技術者の集まりというようなところが、考えればそうかもしれないと思いますけれども、今ご指摘あったように、そういった財政面との絡みでどうなんだということも、さらに勉強していただいて、こういう会議にどうこうだという話を入れていただけるとまあ、我々にはありがたいなあという気はします。

先ほど〇〇委員がおっしゃったような、費用の問題ですよ。費用負担の問題なんかも、全てそう絡んでくるわけでありまして。そのへんのところも含めてご説明のなかに入れていただくと、専門家って言った失礼ですけども、私なんかもその点についてはたいへん素人ですから、そういうふうに言っていた方がいいが、むしろわかりやすいかなあという気はするんですけど。

ちょっと無い物ねだりみたいなのところがあるかもしれませんが、ぜひご勉強いただきましてですね、そういった面も入れていただけるような、そういう説明の仕方を工夫していただければありがたいなあ。それでないと先ほどのようなまたご質問等につながってくるかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〇〇委員

会長。

〇〇委員

どうぞ続けてどうぞ。

〇〇委員

非常に難しい宿題出したのかもしれませんが、確かにこういう計画づくり、なぜ私がそういうことを申し上げたのかというと、ご存じのように、これから地域主権というか地方分権が進んでまいりますので、計画を意思決定するのも市ですけども、財政面もますます分権化されてくると、そういったことも市に問われることなので、そういうことを背景として考えながら、まちづくりを考えていかないと、全く計画倒れになってしまう可能性があるんで、そういうことも背景というか、あればというふうに今、希望でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。ほかにございませんか。具体的に。はい、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

今、専門の先生方のいろんなご意見を聞かせていただいて、私も議会を預かる立場で、この名称がね、国際文化観光都市建設という、もっと高いところのレベルの審議する委員会かなという思いもおありではなかったかと思うのですね。私の勝手な思いなんです。で、こういう市の理念だとかにも私も思っているのですが、生産緑地とかこういう今の下水道に関することなんか、これ審議会でほんとに審議するのかなという思いも私もありながら聞いているんですよ。大所高所に立った国際文化観光都市建設審議会であるべきで、こういう細かいことについてもそうかなあという思いをもっているんです。そのへんはどんなお考えなんでしょう。変な質問をして申し訳ないんですけど。

〇〇会長

言わせていただければね、これはこういう条例を作って、より早い時期から、この奈良の国際文化観光都市としてやっていくということで、その条例のもとに作った審議会なんです。他の自治体ではですね、県なんかもそうですが、こういう名前は付いていませんよね。都市計画審議会、都計審と普通呼んでいるわけですから、そういうところではやっぱりこういう具体的な問題も全部決めていかないといけないと。

まあ議長おっしゃるようになりますね、名前はたいへん抽象的で立派なんですけれども、やっていることはこんなこともやらないかと、だから時にはたいへん形而上的な議論になってもいいじゃないかというふうに思いますけれどもですね、出てくる議案がみんなこういう具体的な議案なものですから、それについてやっぱりよくご存じの方、ご質問ご意見いただくし、ご存じない方も聞きたがるしということになって、それだけ時間もどんどんどんどん過ぎていくというようなこともあるのですが、今の〇〇委員のご意見はよくわかりますので、できればそのような議論も、かなり高度な、抽象的な議論も含めてですね、奈良の都市計画まちづくりのあり方、将来どうなるんだということも議論する機会がもっとできていいのじゃないかというような私も同感でございます。よろしく願いいたします。

はい、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

失礼します。古い町並みをもつ都市にとって、下水道というのは非常に重要な課題だと思いますので、重要な審議が必要だと思います。

ただ、ちょっと資料がね、おっしゃっているようにこの箇所がどういう現状なのか、とかいう資料不足については、私も感じますので、その補いをどうするかということだけご提案いただいて、先へ進んでいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

〇〇会長

先ほど〇〇委員のご質問に対して、事務局からもお話があったと思いますけれども、写真等付けてあればよかったというお話なんで、それじゃそれを付けてからやれよ、というお話にもなるのかもしれませんが、かつてはですね、財政豊かな頃はね、必ずバスで1台、ぐるっと現場を見ましてですね、こういうとこでこういうことなんですと、我々目に入ったうえで議論しとったもんなんですけども、近

年は非常にそういう財政困難の折から、そういうことはできなくなっちゃったんで、もうほんとに平面的な図面だけということなんで、非常に我々も、行ったことのない、見たこともない所のことをどうして議論できるんだというふうに思ったりするんですけど、これはもうそういうご意見が2、3ございましたので、事務局としてもぜひお考えいただきたいのは、これはこういうとこだというような、平面的な図面だけではわかりません。立体化せえとは言いませんけれども、ある程度写真にしますとね、立体的なところが出てきますので、できるだけ皆様、専門家よりは皆あまり知識がないんだという、そういう人にやっぱりどう理解してもらえるかということをもうちょっと工夫していただけたらなと今、〇〇委員のおっしゃったとおりでありましてですね、ぜひそうお願いしたいとおきたいと思っております。

〇〇委員

後ろに図面出ていますから、たとえばこれだと方向性も入っているんでね、前面道路が入っているからわかりやすいんですけど、これがあつたらこんなすぐコピーできるから。

〇〇委員

パワーポイントで説明してはるつもりじゃないんですか。

〇〇会長

まあそういうようなご意見、私もそう思います。

事務局

委員長、申し訳ございません。今、後ろに出ておりますパワーポイントの図面がございますので、これすぐコピーいたしまして、配布させていただきますので、30分程度。

〇〇会長

今3時15分、私は終わりの時間を申し上げませんでしたけど、だいたい2時間、4時頃というふうに思っているんですけども、もう1つたいへん具体的な生産緑地の変更の案がございまして、この説明してもらわないけませんので、もし委員の方々がお許しいただければ、これは保留にしましてですね、第2の議案を先にいただいて、その間に準備していただけますか。そして後、議決すると。こうさせていただきますいたらいかががでしょう。お願いいたします。

それでは今の第1議案は、資料揃うまで保留ということで、引き続き第2の議案をお願いしたいと思います。これは、先ほど申しました生産緑地地区の変更(案)でございまして、これはまた冒頭に申しましたように、生産緑地っていったい何だということからおわかりいただかないとダメだという意見もございまして、簡潔に、生産緑地制度って何だということから、ご説明入っていただけますか。できればもう30分以内でだいたい議論を進めたいと思っておりますので、はい、お願いします。

事務局

失礼します。都市計画課の〇〇でございます。よろしく申し上げます。

それでは、2の生産緑地地区の変更(案)について、ご説明いたします。

まず初めに、生産緑地地区の概略について、説明させていただきます。

資料飛びますが、2-19ページをご覧ください。

「生産緑地地区の目的」といたしまして、営農行為により、緑地として、公害や災害の防止機能や環

境の保全機能を発揮する、市街化区域内の農地等の計画的な保全を図るものです。

次に、その「概要」といたしまして、「生産緑地地区の指定」を生産緑地法第3条で謳っています。市街化区域内にある農地等で、「都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があるもの」「500㎡以上の面積を有するもの」「営農の継続が可能な条件を備えているもの」に該当する一団の区域について、生産緑地地区を定めることができます。

また、「生産緑地の管理」を法第7条で、「行為の制限」を法第8条で、謳っています。

さらに、「生産緑地の買取りの申出」を法第10条で謳っています。生産緑地に指定されてから30年経過したときや、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とされる故障が生じたときは、随時、市長に対して生産緑地の買取りを申出することができます。

これらが、生産緑地地区の概略になります。

続きまして、今回の変更案について、説明させていただきます。

資料もどりますが、2-1ページをご覧ください。

変更案の理由といたしまして、市街化区域の農地等について、宅地化農地の計画的な市街化の推進と生産緑地の営農環境の向上を図るため、「交換分合による変更」及び「土地区画整理事業の仮換地による変更」を行います。また、「公共施設の敷地の用に供されるもの」「指定区域に変更が生じたもの」及び「指定区域内での文化財の保存及び活用等の事業等を実施するもの」並びに「生産緑地の買取り申出により行為の制限の解除に至ったもの」を削除するために所要の変更を行うものです。

資料2-4ページの、生産緑地指定総括図をご覧ください。

今回の変更の予定箇所は、16箇所あります。その箇所は①から⑯で示しています。青字で「削除箇所」を、赤字で「追加箇所」を記載しております。

資料もどりますが、2-2、2-3ページをご覧ください。

こちらに、変更案の基本方針を示した「通知」「通達」を掲載しております。

資料2-2ページには、平成3年10月7日付け、奈良県からの通知（抜粋）計第331号及び332号による「生産緑地地区等に関する都市計画の運用について」を掲載しています。

さらに、2-3ページの左側に、平成3年9月10日付け、建設省からの通達（抜粋）建設省都公緑第77号による「生産緑地法の一部改正について」を、また、右側に、平成5年6月14日付け、奈良県からの通知（抜粋）計第153号による「生産緑地法の運用について」を掲載しています。

それでは、変更案の内訳についてご説明いたします。

資料2-5ページ、生産緑地地区変更一覧及び都市計画の変更に係る方針について（抜粋）をご覧ください。

整理番号①から③の変更理由は、「交換分合による変更」に当たります。

「交換分合」とは、生産緑地の農地等の一部または全部において、都市計画事業等を行うことにより、営農の継続に支障をきたす場合、宅地化農地と交換することで、生産緑地の営農環境の向上または宅地化農地の計画的な土地利用の推進を図るものです。

今回の変更に係る方針としましては、

方針2. 交換分合等による生産緑地地区に関する都市計画の変更について

(1) 次のような都市計画上の要請に基づき、必要が生じた場合についても生産緑地地区に関する都市計画の変更を行うことは差し支えない。ただし、規定の生産緑地地区の存続要件などへの影響を十分配慮して行うこと。

①生産緑地の一部または全部について、都市計画事業等の施行等により、営農の継続が不可能または

困難になる場合において、これに代わるべきものを確保するため必要と認められるものに該当しています。

それでは、資料の 2-6 ページをご覧ください。

整理番号①押熊町 2 2 地区を掲載しています。交換分合により、5 6 m²を削除し、代わりに 5 5. 2 9 m²を追加指定します。右側に、土地利用計画図を掲載しています。現状は、果樹園として使用されています。削除部分の土地利用計画は、「開発による道路」になります。

資料 2-7 ページをご覧ください。

整理番号②中山町西 1 丁目 3 6 地区、中山町西 4 丁目 3 9 地区及び中山町 1 1 5 地区を掲載しています。交換分合により、3 6 地区の 5 1 5 m²と 1 1 5 地区の 5 7 8 m²を削除し、代わりに 3 9 地区に 1, 1 8 6 m²を追加指定することにより、営農地の集合化を図っています。

資料の 2-8 ページをご覧ください。

こちらに、削除後の 3 6 地区及び 1 1 5 地区における土地利用計画図を掲載しています。削除後の土地利用は「共同住宅」です。

資料 2-9 ページの左側の図をご覧ください。

整理番号③恋の窪東町 5 0 1 地区及び大森町 5 2 1 地区を掲載しています。こちらにも交換分合により、5 2 1 地区の 2, 0 4 2 m²を削除し、代わりに 5 0 1 地区に 2, 2 5 8 m²を追加指定します。

なお、図面上、5 2 1 地区が、JR の仮設線路上に区域が当たっていますが、当初の指定区域は、本線の線路の南側に位置していることを付け加えさせていただきます。

資料もどりますが、2-5 ページをご覧ください。

整理番号④から⑥の変更理由は、「区画整理事業の仮換地指定による変更」に当たります。変更に係る方針は、方針 2 の (1) の

②土地区画整理事業の仮換地指定または換地処分により生産緑地地区内の土地について位置、区域または面積に変更を生じる場合には、これに併せて生産緑地地区の指定変更を行う。に該当しています。

資料の 2-9 ページの右側の図をご覧ください。

整理番号④大森西町 4 9 3 地区を掲載しています。土地区画整理事業の仮換地指定により、4 9 3 地区の 1, 3 2 8 m²を削除し、代わりに、仮換地 3 1 番 1 に 1, 2 0 0 m²を追加指定します。

資料の 2-10 ページをご覧ください。

こちらに、4 9 3 地区の詳細図を掲載しています。

資料 2-11 ページの左側の図をご覧ください。

整理番号⑤大森町 9 4 番の 5 1 0 地区を掲載しています。こちらにも、土地区画整理事業の仮換地指定により、5 1 0 地区の 9 4 2 m²を削除し、代わりに、仮換地 3 0 番 4 及び 3 3 番 1 に、5 3 2 m²を追加指定します。

右側の図をご覧ください。

整理番号⑥大森町 9 5 番及び 9 6 番の 5 1 0 地区を掲載しています。こちらにも、土地区画整理事業の仮換地指定により、5 1 0 地区の 1, 4 5 3 m²を削除し、代わりに、仮換地 3 3 番 2 に、8 3 6 m²を追加指定します。

資料 2-12 ページをご覧ください。

こちらに、整理番号⑤⑥における 5 1 0 地区の合成図を掲載しています。仮換地 3 0 番 4、3 3 番 1 及び、3 3 番 2 の変更後の区域を青塗りで示しております。

資料もどりますが、2-5 ページをご覧ください。

整理番号⑦の変更理由は、「公共施設の敷地の用に供するための削除で民間保育園の建設」に当たります。変更に係る方針としましては、

方針1. 生産緑地地区の都市計画の変更について

生産緑地地区に関する都市計画の変更は、都市計画上の要請に基づき必要が生じた場合に限定されるものであること。よって、生産緑地地区の地区除外のための都市計画の変更については、次に掲げる場合に限り、これを行うことができる。

(1) 生産緑地地区内の農地等の一部または全部が次の1つに該当する場合（抜粋）の該当部分

①公共施設等（生産緑地法第2条第2号に規定するもの）の敷地の用に供された場合。に該当しています。

なお、「生産緑地法第2条第2号に規定するもの」とは、公園、緑地、その他政令で定める公共の用に供する施設及び学校、病院、その他公益性が高いと認められる施設で政令で定めるもの。であり、今回の施設は、生産緑地法施行令第1条第2号よる土地収用法にかかる施設で、土地収用法第3条第23号の社会福祉事業の用に供する施設に該当しております。

続きまして、資料2-13ページの左側の図をご覧ください。

整理番号⑦六条2丁目556地区を掲載しています。公共施設の敷地の用に供するために、1,873㎡を削除します。

右側の図をご覧ください。

こちらに、削除後の556地区の土地利用計画図を掲載しています。

資料もどりますが、2-5ページをご覧ください。

整理番号⑧の変更理由は、「文化財保存事業のための削除」にあたります。変更に係る方針は、方針1の(1)の

②その他都市計画上の要請に基づき必要が生じた場合。

(イ)文化財保護法第69条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定された土地の区域内にあって、それらの文化財の保存、活用等の事業を実施する場合。に該当します。

なお、「文化財保護法第69条第1項の規定」とは、文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝または天然記念物に指定することができる。にあたります。

資料2-14ページの左側の図をご覧ください。

整理番号⑧大安寺4丁目520地区を掲載しています。文化財保存事業により、891㎡を削除します。

資料もどりますが、2-5ページをご覧ください。

整理番号⑨の変更理由は、「筆界確定により、指定区域に変更が生じ一団の区域と見なせなくなったための削除」であります。変更に係る方針は、

方針1の(1)の②並びに(2)上記(1)に掲げる場合の生産緑地地区除外に伴い、残存する農地等のみでは、面積要件を欠くに至る場合。に該当しています。

資料2-14ページの右側の図をご覧ください。

整理番号⑨中山町82地区を掲載しています。筆界確定により、一団としての要件を欠いたため生産緑地地区から削除しています。

資料もどりますが2-5ページをご覧ください。

整理番号⑩から⑯の変更理由は、「生産緑地の買取り申出により行為の制限解除に至ったものの削除」であります。変更に係る方針としましては、方針1の(1)の②の

(ア) 生産緑地法第14条の規定により行為制限の解除に至った場合。に該当しております。

なお、「生産緑地法第14条の規定」とは、買取り申出後、斡旋の期間を含め、3か月の期間内に所有権の移転が行われなかった場合には、生産緑地の所有権の権利保護の観点から行為制限の解除を行うもの。にあたります。

資料の2-15ページの左側の図をご覧ください。

整理番号⑩中山町西3丁目124地区を掲載しています。主たる従事者の故障による生産緑地の買取り申出により、1,252㎡を削除しています。

右側の図をご覧ください。

整理番号⑪菅原町253地区を掲載しています。こちらも主たる従事者の故障による生産緑地の買取り申出により、623㎡を削除します。

資料の2-16ページの左側の図をご覧ください。

整理番号⑫中町335地区を掲載しています。主たる従事者の死亡による生産緑地の買取り申出により、321㎡を削除します。

右側の図をご覧ください。

整理番号⑬中町335地区を掲載しています。こちらも主たる従事者の死亡による生産緑地の買取り申出により、366㎡を削除します。

資料の2-17ページの左側の図をご覧ください。

整理番号⑭宝来1丁目372地区を掲載しています。主たる従事者の故障による生産緑地の買取り申出により、576㎡を削除します。

右側の図をご覧ください。

整理番号⑮大安寺3丁目516地区を掲載しています。こちらは主たる従事者の死亡による生産緑地の買取り申出により、1,238㎡を削除します。

資料2-18ページをご覧ください。

整理番号⑯三松4丁目705地区を掲載しています。主たる従事者の故障による生産緑地の買取り申出により、2,686㎡を削除します。

最後に、資料の2-1ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の変更案により、生産緑地の面積が112.48haになり、地区数が661箇所になります。

なお、生産緑地地区変更（案）について、平成22年9月3日から17日までの間、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行いましたところ、1名の方が縦覧されました。また、意見書の提出はございませんでした。

これで、生産緑地地区の変更（案）の説明を終わります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

〇〇会長

どうもご苦労さまでした。

議案の第2は、生産緑地の変更（案）でございまして、それぞれ理由、資料2-5にありましたような理由に基づいて、生産緑地の変更に至った案件、全部で16件ございますが、それぞれの変更理由をつけて、場所も説明をしていただいたとおりであります。

これにつきまして、細かいことを言い出したらきりがいいのかもかもしれませんけれども、ご質問ご意見

ございましたら、うかがっておきます。

これは先ほど申しましたように、毎年この時期に年1回やっておりますですね、30年続くんですかね。ということになっておりますですね、だんだんとその営農の方の年齢が老化して、お亡くなりになったり、あるいは後を継ぐ人がいなくなったりということですね、市街地における農地が、生産緑地がですね、だんだんと減りつつあるというような状況ではございます。

で、10番から16番までそれを買取りしてくれと、生産緑地、つまり営農できなくなるから買い取ってくれと言って市に申し入れがあってもですね、市のほうで買い取ってそこを緑地化すればまたいいというものですが、なかなか財政上の問題もあり、そうもいかないであろうというようなことがあって、結局、斡旋をしておりますね、それをお買いになられるという方がいらっしゃったら斡旋するということはされてるんですけど、結果として3か月ですか、その期間内に申し出がない場合は仕方がないと、緑地としても削除するということでございます。

その他はいろいろ、都市計画法その他生産緑地法に規定された規制に従って決めていくと、こういうことでございます。

特に何かご質問なりありますか。では〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

場所について説明していただいたと思いますけれども、資料番号の2-13、7番の556地区ですけれども、1つ目の質問は、この民間の保育園ということですが、3点ほどちょっと気になっていることがあります。

1つはですね、まずこの設置主体、法人名も含めて明らかにしていただきたいということが1点です。

2点目はですね、平面図付けていただいたのですが、まさかと思えますけれども、大池というのは奈良の大切なビューポイントでございまして、北向きの方向はあまり影響あるかないかわかりませんが、まあビューポイントであることは間違いのないので、この園舎の高さとかですね、これについて具体的にどんなものかちょっと教えてほしいなということ。

3点目なんですけども、これは先ほどいろいろ説明いただきました公益施設としての判断をされたのですが、どこが公益施設というふうに判断をして、そのいわゆる法令上該当するのかと、この3点について質問したいと思います。

もう1つは2-14、第8番目520地区、大安寺4丁目の分です。文化財保存事業のための削除ということに、ちょっと説明していただいたと思いますが、これの所有者はどちらでしょうか。ここは、買取のA地区B地区ではなかったと私は思うのですが、杉山古墳という重要な文化財の所なので、もう少し説明をですね、所有者は誰なのか、民間なのか、それからどういう利用をするために、この生産緑地から外すのかと、以上2箇所について、説明をお願いします。

〇〇会長

はい。それじゃまず2-13の、保育園のところから、3点ご質問があったと思います。よろしくお願いします。

事務局

失礼します。まず最初の六条2丁目の保育園の案件でございますが、申請者は社会福祉法人の〇〇さんでございます。そして、建物の高さは、最高高さが9m800でございます。以上です。

〇〇会長

3つ目は。

事務局

まず、生産緑地法の施行令第1条第2号の中に、土地収用法にかかる施設でという話がございます。その中で、土地収用法の法3条第23号の中で、社会福祉施設事業の用に供する施設なら当てはまるというのであります。その中で、社会福祉法第2条の社会福祉施設の証明が出ておりまして、これに関しては、市の保育課から課長名で証明が出ております。それに基づいて、公益施設という判断をさせていただいております。

社会福祉施設という証明で回っておりますので、保育課のほうでその施設に該当しますというかたちのもので、判断的にはうちのほうで、これに該当するからこれの社会福祉施設というか保育施設、公共施設、公益施設というかたちのもので判断しております。この証明がなかったら公益施設ではないというかたちになると思います。

〇〇会長

それじゃ2つ目の、2-14の大安寺4丁目のほうは。はいそれでは文化財課。

事務局

文化財課でございます。この地点は資料2-14、左側の図面でございますが、この地点は史跡大安寺旧境内の範囲に含まれているのでございます。このなかでも史跡大安寺旧境内は〇〇委員ご指摘のとおり、ABCの3地区を設けて、扱いを変えております。

C地区につきましては、特に公有化を進めない地域にはなっておるんですが、このなかで、この地図にもございますように、杉山古墳、この杉山古墳についてのみは、A地区に準じて公有化を進めるという扱いになっております。このたび青く塗っております範囲につきましては、杉山古墳の周りにあります堀、周濠にあたる部分でございますので、古墳と一帯の場所というふうにとらえることができます。

したがって、その杉山古墳の保存の観点から、私ども文化財課で公有化をさせていただきました。

〇〇委員

それと、現在の所有者と、ついでに奈良市が買い取りしたものか、買い取り予定か。

事務局

現在の所有者は奈良市でございます。所管は教育委員会文化財課。私どもで買い取りをいたしました。以上でございます。

〇〇会長

よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〇〇委員

なし。

〇〇会長

はい。それでは、採決をさせていただきます。これは市決定の都市計画でございますので、都市計画法第19条の規定によりまして、賛否をとらせていただきたいと思えます。

生産緑地地区の変更（案）につきまして、原案どおり変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員挙手ということで、「生産緑地地区の変更（案）」につきましては、原案どおり可決いたします。

それでは、時間が迫ってまいりましたけれども、先ほどの保留にいたしました第1の案件にもどりま。事務局、準備が整いましたら簡潔にご説明をいただきます。

事務局

申し訳ございません。今、部数のコピー中でございますので、もう少しお時間のほういただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

〇〇会長

どのぐらい。

事務局

ちょっと今、確認のほう走っていますので、もうすぐお時間のほうを

〇〇委員

会長さん、すみません。それまでにね、奈良市が県の補助を受けたり、国の補助を受けたりして入れる幹線道路の下水道工事のね、ちょっと若干説明していただいたらいかがですか。ちょっとわかりにくい人もいらっしゃるようですから。今日の日までやってきた幹線道路の下水管を入れるときには、奈良市が申請して、県の補助を受けたり、国の補助を受けたりして入れるわけなんですよ。そしてまあ下水道を整備してきたわけですね。東部のほうもどこのほうもずっと。そういうことをね、少し説明していただいたらね、納得していただけるんじゃないですか。

〇〇会長

それはあれですか。このその他のところにあります、この資料の3のところにありますところと絡みますか。下水道の。

事務局

全く別です。下水関係は全く報告物件ありませんので。

〇〇委員

報告事項あるからそれを。

〇〇会長

そうですね。すみませんが、また30分というのは困りますので、できるだけ早く持ってきてくださ

い。来られたらそのときにそうおっしゃってくださいね。すぐそのときに、それまでにそれじゃその他報告を、その時間まで、というのも変な話ですが、していただけますか。

事務局

引き続きまして、報告のほう、先にさせていただけたらと思います。報告としまして、2件ありますので、もう続けて報告させていただきたいと思います。

まず、3-1ページお願いしたいんですけども、現在、大和都市計画の市街化区域と市街化調整区域の5回目の区域の変更作業を進めております。

3-1ページに関しましては、平成20年の8月に県が示された変更についての基本的な考えであります。まあちょっと内容について、少し説明だけさせていただきたいと思います。

1の目標の、上から7行目以降に示しておりますように、現在、全国的に人口の減少、少子高齢社会それと厳しい財政の制約などで、都市をめぐる社会経済情勢が大きく変化しております。

またいっぽう、奈良県におきましては、世帯数と製造品の出荷数、商品販売数などについても、今後増加が予想されております。また奈良県におきましても、幹線道路のネットワークが整備されつつあるこれらを活用して、経済活性化を図る必要があるとされております。

また、生活基盤の整備につきましても、質的向上や快適性などの高い水準確保が求められてきております。

このような状況下のもと、今回の見直しにあたっては、奈良県及び市町村の都市計画のマスタープランの計画に即したもので、農林漁業との健全な調和を図り、都市計画基礎調査に基づき、都市の健全の発展と秩序ある整備をいっそう促進するため、推進するため、本基本的考えを示したところにより、見直しを行うということにされております。

今回の見直しの目標年度としましては、平成32年、10年後なんですけれども、この年度の都市計画のかたちを考えた見直し案であります。

今回の見直しの特徴としましては、3の基本となる考え方、(3)の市街化編入、市街化区域への編入のところでありまして、今までにつきましては、人口増という、増加ということで、住宅地の編入等が考えておられましたけれども、今回は先ほども言いましたように、人口が減少するというかたちですので、基本的に住宅地の編入は原則行わず、都市計画マスタープランに位置づけなどのある公共施設とか、流通施設、業務施設を中心に、市街化に編入していこうと、検討していこうということであります。

以上が、市街化区域及び市街化調整区域の区分の県の示された内容であります。

続きまして、3-3ページをお願いいたします。

これは用途地域の変更についての基本的な考えが示されております。今回の変更につきましても、基本的な方針としまして、下から6行目のところの、現行の用途地域について、基本的にはそれぞれ維持するものとするが、土地利用の動向や社会経済情勢の変化にともない、新たに生じた地域の土地計画上の課題に対応し、当該区域の健全な発展に資するよう用途地域の的確な見直しを行うものとする。

なお、変更に当たりましては、県、市のマスタープランに即したものとする。

このような考えが一応今、県のほうで示されておりました、市としましては今現在、この変更案に即しまして、県と協議を重ねております。

では、今後の見直しのスケジュールなんですけれども、3-7ページをお願いいたします。

現在、県の原案が今年の8月に示されまして、8月3日から17日に案の閲覧がなされまして、その案に対して、市民から意見を述べる場として、公聴会が8月の28日、29日に開催されました。

このときの閲覧の案が3-8ページ、3-9ページに載っております。

今後なんですけども、県はこの公聴会での意見を踏まえまして、案を再度検討され、国の関係省庁と協議をされていかれます。

よって、今回この案についての説明は、今回はちょっと行えません。

今後のスケジュールにつきましては、表にありますように、県のほうでは一応、来年の3月の末を一応決定告知、変更告知をするというかたちのもので考えておられまして、それに従いまして、今年の12月に法定縦覧を行い、1月頃に本審議会に諮らせてもらい、2月頃に県の都市計画審議会に諮り、進めていきたいと。

あくまでもこれは予定でありますので、1月2月にはちょっと現時点では確定したものではありません。

また、この変更に伴いまして、市決定の高度地区とか防火地域、地区計画の指定を行う必要がありますので、またこれにつきましては、2月頃、用途地域とか調整区域については1月頃にかけてさせていただき、高度地区とか地区計画に関しては2月頃にこの審議会で諮っていきたいと思います。

以上が、市街化区域と市街化調整区域、用途地域の変更についての、県の方針と今後のスケジュールの報告であります。

続きまして、2件目の報告をさせていただきます。

奈良県都市計画道路の見直しガイドライン、資料3-2でございます。

奈良県の都市計画道路の見直しガイドラインは、県のほうで7月に策定され、8月に各市町村に通知されました。その内容について、説明を簡単にさせていただきます。

3-11ページをお願いいたします。

本ガイドラインの目的でありますけれども、都市計画決定後未着手となっている都市計画道路について、社会情勢の変化を踏まえまして、その必要性を再度検証するため、必要性を検証する視点と検証方法を示し、検証の結果、必要性が認められない路線については、今後、都市計画を廃止していくというものでございます。

次に、3-12ページをお願いいたします。

見直しの必要性であります。1つ目の必要性といたしまして、全国的に人口が減少し、高齢社会が到来するなか、社会情勢が変化しているところであります。

奈良県におきましても、左側の表が奈良県の人口推移でございまして、平成22年には139万、平成42年には約118万、ということで、約20万の減少が予測されております。

このような人口減少につきましては、全国的なものでありまして、この中で国土交通省が平成20年に、将来交通量の推計の見直しをされ、昭和42年の交通量が同じ推計をされた14年と比べまして、約13%ほど下方修正されたと。で、17年の実績値よりも、2.6%減少するというかたちのものが、国のほうで発表されております。

その表が右側の上の表で、上の線が平成14年度、下の線が平成20年度の推計値の表であります。

また、これを受けまして、奈良県のほうで、その推計を調べた結果、下の表なんですけども、奈良県では約平成17年と平成42年で2割減少するというかたちのもので予測されております。

このような社会現象の変化がありますので、見直しが必要であると考えられております。

次に、2つ目の必要性なんですけども、3-13ページをお願いいたします。

都市計画道路として決定して40年以上を経過しているものの中、決定当時と比べてかなり社会情勢が変わっておりますので、現在では必要性が認められない可能性もあるという考えがひとつあります。

またいっぽう、整備に着手されていないところであっても、交通渋滞等の課題が残っている地域もありますので、その対策も必要であるという考えもひとつあります。

もう1点としましては、都市計画道路の決定後未着手の現況で長く続きまして、地権者に長い期間、建築制限を強いられていると、こういう現状もありますので、これらのことから見直しが必要であると考えられておられます。

次に、3-14ページをお願いいたします。

見直しの方針というかたちでありまして、どのように進めていくかということなんですけれども、まずは見直しを検証する対象路線をどこにするかの話で、未整備路線、それと改正済みの路線で未着手部分の区間を対象とします。

この改正路線と言いますと、現道がありまして、その上に都市計画道路の計画線が入って重なっている部分でありまして、現道の幅員が都市計画道路の幅員よりも不足している、そういう路線を生んであります。

次に、見直しの視点でありまして、県のほうでは3点の観点を示されております。

まず、1点目としましては、自動車の交通機能の観点。先ほど言いました改正済みの路線で、実際の道路で、交通の処理がちゃんとできているか、などがこの観点であります。

次に、歩行者等の交通機能の観点で、これに関しましても、今の現状の形態で、歩行者の安全が確保できているか、こういう観点で調査、検証いたします。

3つ目に、自治体のまちづくり計画との整合というかたちのもので、これにつきましては、たとえば都市防災上の避難路として、必要な道路であるかどうか、というかたちで検証させていただきます。

これらのことによって、必要性を検証していくというのが、基本的な方針でありまして、あと見直しのフローの右側の、見直しの検討フローでありまして、これにつきましては、先ほどの3点の観点で検証し、いずれの観点にも必要性が認められない場合はもう原則廃止。

また、いずれかの観点で、必要性が認められる場合については、原則存続となります。

ただ、地域における課題、たとえば車の渋滞などがある場合、これが解決する方法が都市計画道路の整備以外の代替手段があれば、その都市計画道路も廃止、というかたちのもので示されております。

以上が、ガイドラインの大筋の内容でありまして、奈良市としましては、今後このガイドラインにより見直しを進めていきたいと考えております。

また見直し案がまとまれば、本審議会のほうに諮って、都市計画の手続きを進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告内容でございます。

〇〇会長

ありがとうございました。

今の2点の、これはこれからということになるわけですが、県の方針につきまして、ご報告ありましたんですが、ご質問なりご意見ございましたら、お願いいたします。特に無いようでしたら、準備できましたか？

事務局

はい。

〇〇会長

はい。よろしゅうございますか。

事務局

申し訳ございません。準備できましたので、今から配らせていただきます。

〇〇会長

第1の議案にもどらせていただきまして、審議を続けさせていただきます。

先ほど一応の説明はありましたので、重複を避けることが必要であるとともに、せっかくこれをいただいていますから、これに基づいてもう一度説明をしていただけますか。

事務局

はい。下水道建設課の〇〇です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、図面の背景図なんですけれども、背景図が古いものですから、建物が建っていない状態の図面になっておる部分もございます。現在建っておりますので、ひとつそのへんをご了承願いたいと思います。

まず、順番に1ページずつから説明させていただきます。

変更理由4つあったうちの1番目につきましては、すでに下水を整備されている区域に隣接して建てるということで、すでにもう制限行為ということで下水のほうで接続ができております。

まず1ページ目。現在、奈良西部病院が建っております。これが前面通りに下水管が入っておりますので、制限行為ということで、流入を暫定的に認めております。今回、計画の区域の拡大で、区域内に入れるということになります。

2ページ目になります。番号2とうっております。これは先ほど説明しました民間開発の計画が具体化しておるために、区域に編入するということで入れさせていただいており、三確になります。4. 2 2 ha ございます。この接続とか宅内工事につきましては、市のほうの事業の持ち出しではなくて、開発のほうで公共下水まで接続にくるということになっております。

続きまして3ページ目、拡大する区域、上のほうの3番、5番になります。3番、これにつきましては〇〇様というご自宅がございまして、これも前面道路に下水管が入っている関係で、制限行為で接続をさせていただいています。

5番につきましては、これは特別養護老人ホームがもう建っております。これも前面道路に下水管がありましたもので、制限行為ということでもう処理をさせていただいております。

次のページです。拡大する区域4ということで挙げさせていただいています。〇〇様のご自宅で、前面道路に下水管が入っておる関係で、制限行為で接続させております。これにつきましても、区域に編入して正式な接続ということにさせていただきます。

続きまして、拡大する区域6、7、8と上に書いてある図面でいきます。

6、7、8です。これにつきましても現在、6番、7番、8番につきましては、〇〇工務店、〇〇様、8番につきましては、これはプレハブの小屋が建っております、これにつきましても、前面道路に下水本管が入っておりますもんで、取り付け管で整備を図りたいということで今回、区域に編入します。

続きまして、上の9番、10番になります。こちらにつきましては、すでに前面道路に下水管が入っております、制限行為ということで、2件とも、9番〇〇林業、10番〇〇様、ということで、制限行為で接続しております。

次のページ、11番、12番にまいります。こちらにつきましては、11番が〇〇様、12番が〇〇様ということで、これも前面道路に下水管が入っておりますので、制限行為で取り付けさせていただいて処理しております。

続きまして、拡大区域13番、これは平城宮跡で国営公園化されたということで、将来の整備を考えて全区域を処理区域として、編入させていただいております。

続きまして、14、15、16、17、18に移ります。まず14番につきまして、〇〇様という家が建っております、前面道路に下水管が入っている関係で、制限行為で流入しております。

15番につきましても、既存宅地で〇〇様ということで、今回、下水本管が制限行為ではとっておらないんですけど、新規で取り付け管工事を行って、処理区域に編入するということになります。

16番、〇〇様という家がございます、前面道路の下水管に接続済みでございます。

17番、これは〇〇様というご自宅ですけれども、まだ下水の取り付け管工事はしておりません。今後、区域に編入するとともに、取り付け管工事のほう進めたいと思います。

18番、19番です。18番につきましては、既存宅地〇〇様、前面道路に下水管が入っていて取り付けか、制限行為で接続しております。

次のページにまいります。19番になります。現在、特別養護老人ホームが建っております。前面道路に下水管が入っていた関係上、制限行為すでに接続しております。

次に、拡大区域20番になります。これにつきましては、〇〇様という家がございます、まだ下水のほうへ接続されておりませんが、前面道路に下水管がある関係で取り付け工事のほうで対応したいと思っております。

続きまして、21、22、23、24番になります。

21番につきましては、〇〇グループホームということで、既存の家について、前面道路の下水管に制限行為で接続しております。

22番、こちらにつきましては、前面道路に下水管が入っておりますけれども、取り付けの工事行っておりません。お名前は、〇〇という建物です。

それと23番、〇〇保育園というのがございまして、これについても取り付け工事で対応していきたいと思っております。

24番、こちらにつきましては、岩井川北側の建物の集落がございます。これについては、下水のほうの工事を進めていきたいということで、区域に編入させていただきます。

続きまして、25番になります。これも現在、保育園が建っております、すでに前面道路に下水管が入っている関係で、制限行為で対応させてもらっております。

続きまして26番になります。これにつきましても、〇〇様という家がございます、前面道路に下水管が入っておりますが、まだ取り付け管工事を行っておりませんので、取り付け管工事を進めたいと思います。

27番になります。こちらはグループホーム〇〇という建物が建っております、前面道路に下水管が入っている関係で、取り付け管工事はもう終わっております、制限行為で受けております。

続きまして、28番、29番になります。

28番につきましては、前面道路に下水管が入っている関係上、取り付け管で整備を進めたいと思います。

29番につきましては、〇〇様という家が建っております、すでに取り付け管のほう工事が終わっております、今後正式な区域に入れたいと思っております。

最後になりますけれども、30番。これが市街化区域に編入予定されている区域ということで、編入の予定をしております。

以上が今回、編入する区域30箇所の説明になります。遅れまして申し訳ございませんでした。

〇〇会長

ありがとうございました。これだけの具体的な、比較的大きな図面がありましたら、まあ何とかわかるわけでありまして。今後このぐらいのものは準備していただくということを、重ねてお願いをしておきますね。

この件につきまして、下水道の拡大箇所の説明がありました。ご質問なりご意見等ございましたら、先程来の重複するところは省略していただきまして、ございましたらお願いしたいんですが。もしございませんようでしたら、この点につきましても、採決をとらせていただきます。よろしゅうございますか。

それでは、都市計画法第19条の規定によりまして賛否をとらせていただきます。

〇〇委員

意見をつけていただくということですね。

〇〇会長

はい、先ほどそれはもう言っておりますので。

それでは大和都市計画奈良国際文化観光都市建設計画下水道の変更（案）奈良市公共下水道の下水道の変更（案）について、原案どおり変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員挙手いただきました。

したがいまして、出席委員の全員の賛成でございます。

大和都市計画下水道の変更（案）奈良市公共下水道の変更（案）につきまして、原案どおり可決させていただきます。

報告に関しては2点、先ほどもうすでにごございましたので、本日の議案はこれで終了ということになります。

事務局から何か追加してご説明なりご報告あれば、お願いします。

司会

事務局からは以上でございます。会長、閉会をお願いします。

〇〇会長

それでは、終始熱心にご審議いただきまして、ご協力いただきましたことに感謝いたします。

それでは、これをもちまして、第97回奈良国際文化観光都市建設審議会を終了いたします。ありがとうございました。

司会

〇〇会長はじめ委員の皆様、ありがとうございました。